

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百八十四回 貨幣制度の話 その五

南出喜久治（令和8年1月15日記す）

かてともの たみがすべてを つくりだす かねはこれらの あはせかがみよ
(食料と商品、民が全てを作り出す、通貨はこれらの合はせ鏡よ)

國體護持総論では、次のやうに述べてゐる。

現在、ヨーロッパ連合（European Union EU）では、統一通貨ユーロ（Euro）の通貨發行権をヨーロッパ中央銀行（European Central Bank ECB）に委ねたことによるソブリン・リスク（sovereign risk）が囁かれてゐるが、そもそも歴史的に見れば、國王の持つ統治権（sovereign）の中で最も重要なものの一つに通貨發行権があつた。これは、財政の鍊金術である通貨發行益（シニヨレッジ、seigniorage）を打ち出の小槌（通貨發行権）から繰り出せるからである。そして、発行した貨幣によつて租税を徵収し納税させることによつて社會に循環流通させて行けば、発行した貨幣の信用を高めることになり、「貨幣」は信用力を得て「通貨」（currency）となり、さらに、法律により強制通用力を得て「法貨」（legal tender）となる（本稿では、特段の場合以外は通貨と法貨とを同視して通貨と呼稱し、これと貨幣とを對比して論述することとする。）。

貨幣の信用力が弱いときには、納税は物納によることになる。そして、物納された商品を市井に流通させるときに、對價として貨幣を徵求すれば、徐々に通貨となる。つまり、通貨發行権は、租税徵収権と不可分な關係にあり、これを車の兩輪として金融政策と財政政策を統一的に行つてきたのである。これらは、世界の各國において概ね共通したものであつた。

つまり、通貨發行権の帰属をめぐる国家と民間（国際金融資本）との戦ひは、この通貨發行権を行使することによる通貨發行益の争奪戦だったのであり、今は日本を含む殆どの國家が民間にこれを奪はれてゐる状態なのである。

僅か数十円の費用で1万円札を作る。その差額が通貨發行益であるが、それを日本銀行は損益計算書に計上してゐない。

発行した日本銀行券は、何者かに対する債務（借用証書）として貸借対照表で計上すると

いふ虚構を続けてゐる。

その何者かが政府であれば、政府は、これを歳入として計上すべきであるが、それもしてゐない。一体誰からの借入かも解らないのである。

政府の会計は複式簿記を使はず、未だに大福帳のやうな単式簿記なのである。複式簿記を使はないのは、この虚構が発覚するからであり、そのことを誰も指摘しない。

もし、これを計上すれば、国民から税金を徴収する必要性はなくなる。ほとんど通貨発行益によつて歳入は賄へるからである。政府は、税金を取りすぎてゐるのである。租税徴収権は、通貨発行益が政府に帰属することを認めれば、殆ど必要でなくなるのである。

ところが、これを一切認めずに、国債を発行すれば、それを日本銀行（民間）に有償にて引き受けさせ、その有償の対価とし日本銀行から日本銀行券を受け取るといふ、とんでもない粉飾経理によつて処理してゐるのである。

このやうにすれば、本来は国家に帰属してゐる貨幣発行権を民間が篡奪してゐないかのやうに偽装することができるからである。